

## 神奈川県立保健福祉大学大学院長期履修学生規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科規則第19条及び神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科規則第19条の規定により履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (長期履修期間と在学期間)

第2条 長期履修学生として標準修業年限以上の長期にわたり計画的に教育課程を履修する事を認める期間（以下「長期履修期間」という。）は、年度単位とし、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

- (1) 第1年次から長期履修学生として認められる者 3年又は4年
- (2) 第2年次から長期履修学生として認められる者 2年又は3年

2 長期履修学生の在学期間は、次の各号とする。

- (1) 第1年次から長期履修学生として認められ、長期履修期間が3年の者、及び第2年次から長期履修学生として認められ、標準履修期間と長期履修期間の合計が3年の者については4年を超えることができない
- (2) 第1年次から長期履修学生として認められ、長期履修期間が4年の者、及び第2年次から長期履修学生として認められ、標準履修期間と長期履修期間の合計が4年の者については5年を超えることができない

### (対象者)

第3条 長期履修学生を申請することができる者は、博士前期課程又は修士課程に入学又は在学する者であり、かつ次の各号の1に該当する者とする。ただし、第2年次に在学する者は申請することができない。

- (1) 職業を有する者
- (2) その他やむを得ない事情であると学長が認める者

### (申請手続)

第4条 長期履修学生を希望する者（以下「希望者」という。）は、新入生については入学手続き期間内に、第1年次途中に申請する場合は2年次になる前の2月中に次の各号に掲げる書類に指導教員の意見を添えて学長に提出しなければならない。ただし、希望者が新入生の場合にあっては、指導教員の意見は要しないものとする。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式第1号又は第2号）
- (2) 就業証明書（職業を有する者）

### (許可)

第5条 前条の申請に対しては、研究科教授会の議を経て、学長が許可する。

(履修期間短縮の申請手続)

第6条 長期履修学生は、履修期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間短縮申請書（別紙様式第3号）に指導教員の意見を添えて、短縮された場合に修了を予定する年度に先立つ年度の2月中に学長に申請するものとする。

(履修期間短縮の許可)

第7条 前条の申請に対しては、研究科教授会の議を経て、学長が許可する。

(授業料)

第8条 長期履修学生の授業料の年額は、神奈川県立保健福祉大学授業料等徴収規程第2条に定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の神奈川県立保健福祉大学大学院長期履修学生規程で受けた許可等は、この規程の相当規定により受けた許可等とみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。



## 長期履修学生申請書 (在学生用)

神奈川県立保健福祉大学長 殿

次のとおり長期履修学生として履修を希望しますので、必要書類を添えて申請いたします。

領域名	領域	学籍番号	
氏名		年度入学	学年
住所	〒	電話	
		E-mail	
勤務先名称		職種	
勤務先住所	〒		
設定する履修期間(通算)	年 月 (入学) ~ 年 月 (履修修了)		
長期履修を希望する理由及び履修計画			
指導教員の意見			
	氏名： <span style="float: right;">㊟</span>		

## 長期履修期間短縮申請書

神奈川県立保健福祉大学長 殿

次のとおり、長期履修期間の短縮を希望しますので申請いたします。

領域名	領域	学 籍 番 号	
氏 名		年度入学	学年
住 所	〒	電話	
		E-mail	
当初認定された 長期履修期間	年 月 (履修開始) ~	年 月 (履修修了)	
変更後の 長期履修期間	年 月 (履修開始) ~	年 月 (履修修了)	
長期履修期間 を短縮する理 由			
指導教員の 意見	氏名： <span style="float: right;">㊟</span>		